

NUNOBIKI DAI

布引台地区
地区計画

みんなで創る
新しい街



八日市市

地区計画について

地区計画とは、住みよい街づくりを進めるために、地区に応じたきめこまやかなルールを作り、それを都市計画として決定し、皆さんにそのルールにあわせ建築行為などを行っていただく制度です。

ホープタウン布引台につきまして、住みよい環境を維持推進していただくため、具体的な建築の規制を行う地区整備計画で【戸建専用住宅地区】として、内容を定めておりますので、あらかじめご了解願います。



制限内容

1.建築することができる住宅

ア.戸建専用住宅

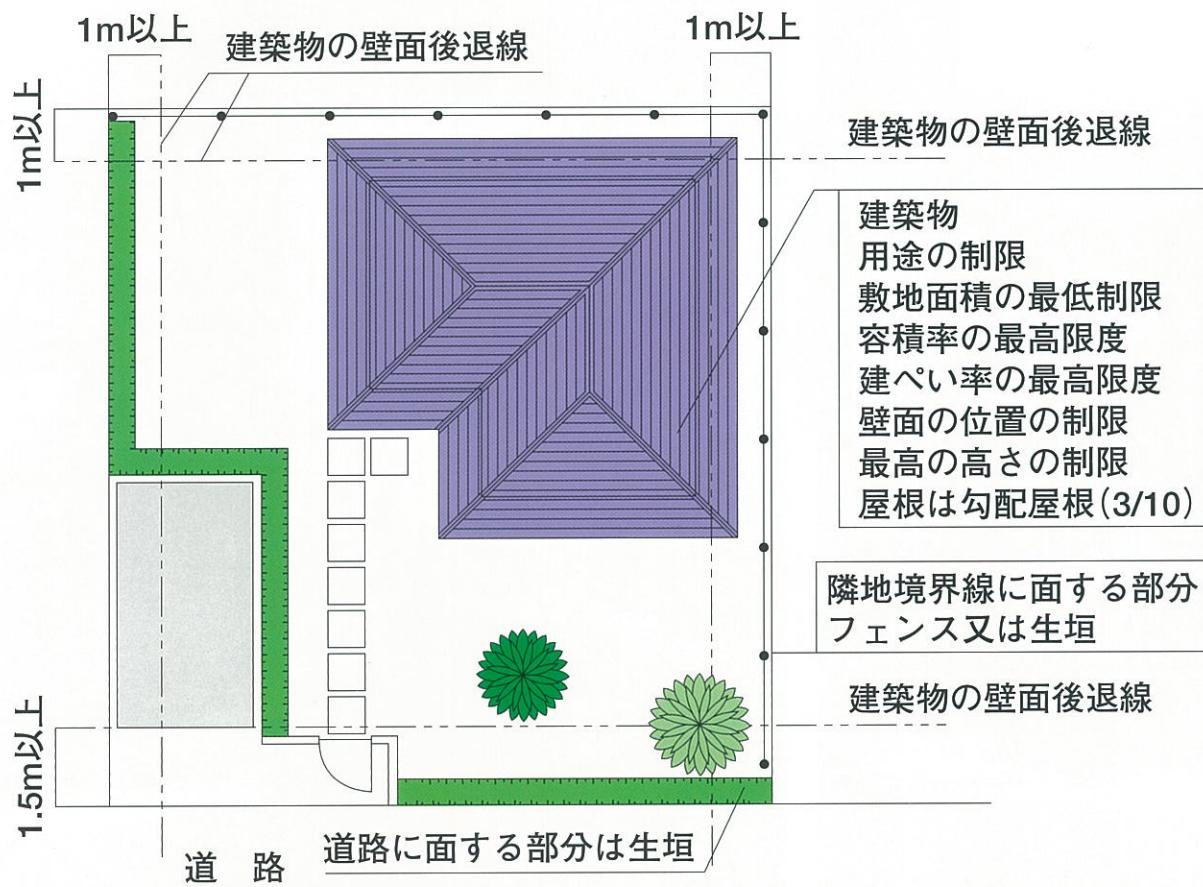
イ.兼用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途の一を兼ねるもの。（これらに供する部分の床面積の合計が50m²を超えるものを除く。）

- ①地域住民の日常生活に必要な物品を販売する店舗及び事務所。
- ②医院（獣医院を除く）、診療所、その他これらに類するもの。
- ③美術品、又は、工芸品を制作するアトリエ又は工房。（原動機を使用する場合は、出力0.2キロワット以下のもの。）
- ④学習塾、華道教室、その他これらに類するもの。

ウ.以上の建築物に付属するもの。



2.敷地面積の最低限度は、180m²



NUNOBIKI DAI

3.建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、60%

建築物・敷地の制限

容積率 100%以下
建ぺい率 60%以下
最高の高さ 10m以下
勾配屋根 3／10以上

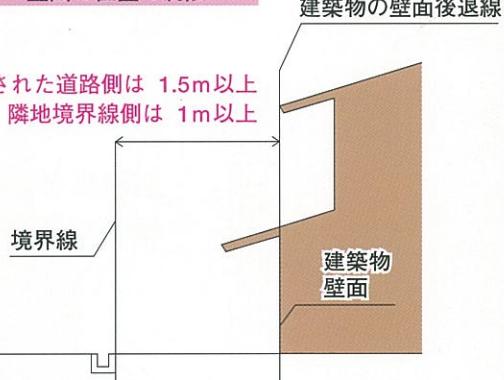
敷地面積 180m²以上

道 路

4.建築延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、100%

壁面の位置の制限

指定された道路側は 1.5m以上
隣地境界線側は 1m以上



6.建築物等の高さの最高限度は、10m

7.建築物等の形態又は、意匠の制限

ア.建築物、門、塀及び物置等の色彩及び形態は、周囲の環境に調和し、かつ良好な住宅地にふさわしいものとする。

イ.建築物の屋根は、原則として勾配屋根とし、屋根勾配は3／10以上とする。

ウ.広告物（広告塔、広告版等）は、周辺の調和を十分配慮したデザイン色彩のものとする。

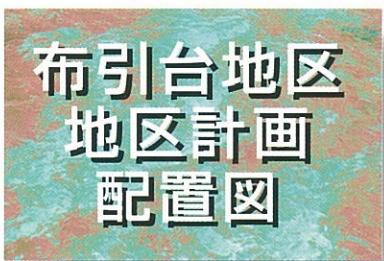
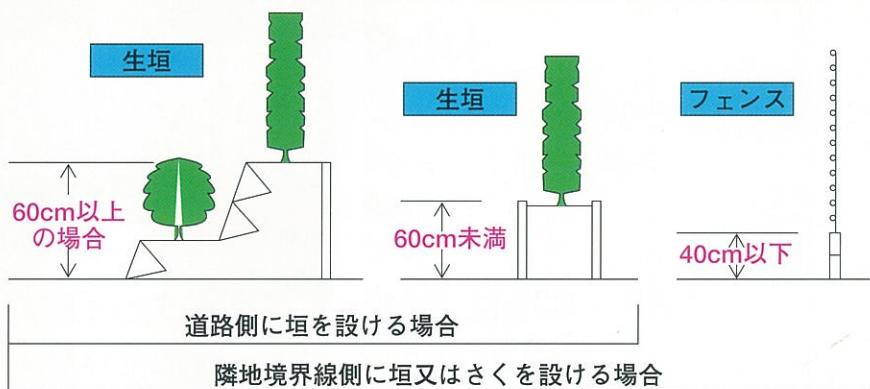
区域内で建物を建てたりする場合、建築確認申請が必要な建物等は、申請提出日の30日前までに、又は、確認申請を必要としない場合は、工事着手日の30日前までに八日市市長に届出をしなければなりません。地区計画について、詳しくお知りになりたい場合は、八日市市役所都市整備部建築指導課（電話24-1234）に、お尋ねください。

8.かき又はさくの構造の制限

かき又は、さくを設ける場合、その構造は宅地と宅地の境界にあっては、生垣又はフェンスとし、宅地と道路の境界にあっては、門塀、門扉、ガレージ入り口部分を除き生垣とする。

但し、道路に面する生垣をささえる腰積又は擁壁（高さ60cm以上は2段式とする）並びに宅地地盤より天端高40cm以下の上記フェンスの基礎石（コンクリート、ブロック等）は、この限りではない。

垣又はさくを設ける場合の制限



地区計画区域
後退指定線





八日市市都市整備部建築指導課

〒527 八日市市緑町10番5号
TEL 0748-24-1234